

## 浅川町障害者活躍推進計画

機関名	浅川町（町長部局）
任命権者	浅川町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
浅川町における障害者雇用に関する課題	<p>浅川町における令和元年度の障害者の雇用率は法定雇用率2.5%を上回っている。しかし、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定であるため、令和2年度以降当町においては、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上          （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.59%          （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない          （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○障害者である職員の相談窓口は下記のとおりとする。              総務課庶務係</li> <li>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> <li>○新規採用又は部署異動があった場合などは、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて面談・検討を行う。</li> </ul>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○採用する障害者については、定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。              ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>